



審議結果

掲載日：2011年3月1日

様式3

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等名称	神奈川県国民保護協議会	
開催日時	平成19年2月2日（金曜日） 11時15分～11時50分	
開催場所	神奈川県庁 第二分庁舎 6階 災害対策本部室	
出席者	◎大木宏之、(代)佐藤光一、(代)横山俊樹、(代)奥島高弘、(代)川野 博、(代)茂津目晴道、(代)池田 眞、(代)三角秀行、(代)小笠原晃、(代)桐生光善、村山正和、(代)高橋永清、(代)大川原勝吉、白井 太、(代)高澤 靖、(代)小室俊二、玉川博美、山川浩之、實方一元、(代)濱田則之、(代)福原 勉、吉国浩二、嶋村尚美	
次回開催予定日	未定	
問い合わせ先	所属名、担当者名 古性 電話番号 045-210-3425 e-mail saigaitaisaku.0311@pref.kanagawa.jp	
下欄に掲載するもの	議事録全文	要約した理由
審議経過	<p>司会（北村安全防災局副局長）</p> <p>定刻でございます。市長会の土屋委員、並びに東京電力の玉川委員の方から、若干遅れるという連絡が入っておりますので、只今から開会させていただきたいと思っております。</p> <p>私、本日の司会を務めます安全防災局副局長の北村でございます。よろしくお願いたします。開会に先立ちまして、委員の皆様にお諮りしたいことがございます。本協議会の議題等は、「附属機関等の設置及び本会議開催等運営に関する要綱」における非公開とすべき内容がないと思われまますので、公開とさせていただきたいと思っております。併せて、記者による写真撮影に応じたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>	

ありがとうございます。それでは公開とさせていただきます。開会に先立ちましてご報告申し上げます。本会議は、「神奈川県国民保護協議会条例」の規定により、会議の成立には過半数の委員の出席が必要となりますが、総委員26人中、22人のご出席をいただいておりますので、会議は成立していることをご報告申し上げます。

また、前回の協議会から現在までの間に、委員の交代がございますので、新しく委員になられた方をご紹介させていただきます。お手元に資料1、協議会委員名簿をお配りしておりますので参考にご覧ください。

内山田委員に代わりまして、関東管区警察局長の佐藤正夫委員でございます。本日は、佐藤災害対策官に代理でご出席いただいております。門松委員に代わりまして、関東地方整備局長の中島威夫委員でございますが、本日は、横山課長補佐に代理でご出席いただいております。萩原委員に代わりまして、第三管区海上保安本部の上田信一委員でございますが、本日は、奥島企画調整官に代理でご出席いただいております。吉川委員に代わりまして、海上自衛隊横須賀地方総監の荒川堯一委員でございますが、本日は、茂津目室長に代理でご出席いただいております。石田委員に代わりまして、神奈川県企業庁長的小林 勲委員でございますが、本日は、桐生副局長に代理でご出席いただいております。山口委員に代わりまして、神奈川県消防長会会長の岸田克彦委員でございますが、本日は、大川原課長に代理でご出席をいただいております。吉田委員に代わりまして、日本赤十字社神奈川県支部事務局長の臼井 太委員でございます。藤田委員に代わりまして、東京電力株式会社神奈川支店総務部長の玉川博美委員でございますが、さきほど申し上げましたとおり、遅れて参り予定でございます。堀委員に代わりまして、神奈川中央交通株式会社運輸部長の實方一元委員でございます。皆様、よろしくお願いいたします。

ただ今から、神奈川県国民保護協議会を開会いたします。この会議の議長は、「神奈川県国民保護協議会条例」第4条第1項の規定により、神奈川県国民保護協議会の会長である知事が議長となるとされておりますが、本日は、葉山御用邸に天皇皇后両陛下がお越しになられておまして、急遽、知事がお出迎えすることになりましたので、会長である松沢知事は出席できません。そのため、神奈川県国民保護協議会条例第3条に基づき、会長が大木副知事を代理に指名しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、神奈川県国民保護協議会会長代理の大木副知事からごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

会長代理

副知事の大木でございます。

本日は、たいへんお忙しいなか、神奈川県国民保護協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、日ごろから、安全防災行政をはじめ、県政全般につきまして、ひとかたならぬお力添えをいただいております。この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。本日は、急遽、知事が欠席となりましたことをご詫言申し上げますとともに、本協議会の会長である知事の指名によりまして、私が代理を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、近年の世界の諸情勢を見ますと、冷戦終結後10年以上が経過し、世界的な規模の武力紛争が発生する可能性は低下していると言われる一方で、平成13年のアメリカの同時多発テロ、平成17年のロンドン同時多発爆弾テロ、また昨年の大晦日のタイのバンコクでおきた連続爆弾爆発事件など世界各地で発生しているテロや、北朝鮮の弾道ミサイル発射事案や核実験など、新たな脅威や多様な事態への的確な対応が、差し迫った課題となっていることは、皆様ご承知のとおりでございます。このような状況を勘案いたしますと、あってはならないことではあります。県としても、万が一の武力攻撃事態等にあたり、迅速かつ的確に県民の皆様の生命、身体及び財産を保護することができるよう、平素より体制整備に取り組むことが非常に重要であると考えております。本県では、協議会委員の皆様のご意見を伺い、また関係機関のご協力を得て、平成18年3月に「神奈川県国民保護計画」を策定いたしました。現在は、この計画に基づき、県の国民保護体制を整備すべく様々な取組を行っております。また、現在、市町村や指定地方公共機関がそれぞれの国民保護計画、国民保護業務計画を策定しているところであり、計画レベルでは、年度内には、県内の国民保護措置の実施体制が整うこととなります。

本日は、作成が進められている各市町村の国民保護計画の作成状況や、本県における国民保護の推進の取組などを議題とさせていただきます。県民の安全・安心の確保は、県政の最重要課題でございますので、本日お集まりの委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただき、県民の安全・安心を守るため、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（北村安全防災局副局長）

ありがとうございました。それでは議事に入ります。報道機関の方は、撮影はここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事進行、副知事よろしくお願いいたします。

会長代理

それでは、私がこの会議の進行役を務めさせていただきます。次第の2にあります「市町村国民保護計画作成状況について」事務局から資料に基づきまして、説明をいたします。

事務局（星応急対策担当課長）

安全防災局応急対策担当課長の星でございます。恐縮ですが、着席し、説明をさせていただきます。

それでは、資料に基づきまして、「県内の市町村の国民保護計画作成状況について」、ご説明をいたします。

資料2をご覧ください。まず、各市町村における国民保護協議会の設置状況などについてであります。国民保護法では、市町村は広く住民の意見を求め、国民保護のための施策を総合的に推進するために、市町村国民保護協議会を置くこととされております。また、市町村長は、その国民保護計画を作成するときは、市町村国民保護協議会に諮問しなければならないとされております。県内の市町村国民保護協議会の設置状況については、お手元の資料のとおり、平成19年3月に相模原市と合併を予定しております城山町、藤野町の2町を除き、全ての市町村で条例が制定されており、昨年11月末までに、全ての市町村において、最低でも1回は、市町村国民保護協議会を開催しております。なお、条例未制定の城山町、藤野町についてでございますが、相模原市の計画案は、城山町、藤野町との合併後の新相模原市を想定いたしまして作成が進められておりますことをご報告いたします。

次に市町村国民保護計画の作成状況について、ご説明をいたします。市町村長は、国民保護法により、市町村国民保護計画を作成するに当たっては、あらかじめ知事と協議することとされております。県と市町村との協議につきましては、まず計画案について、事前協議を実施し、内容を調整し、調整が整った後に、正式協議を実施するという方法をとっております。市町村国民保護計画の作成完了は、県との正式協議が終了した時点となります。市町村国民保護計画は、本年度末までに作成することになっており、本日現在の作成状況をご報告いたしますと、4市2町、これは、横浜市、藤沢市、大和市、綾瀬市、箱根町、愛川町であります。既に知事との正式協議を終え、計画の作成が終了しております。また、7市2町、これは、横須賀市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、伊勢原市、海老名市、座間市、寒川町、湯河原町であります。既に県との事前協議が終了し、今後、それぞれの国民保護協議会からの答申を得て正式協議を行う予定であり、概ね2月中には、正式協議が終了し、計画作成を終了する予定でございます。それ以外の18市町村につきましては、現在事前協議を実施しているところでございます。これらの市町村についても、正式協議を3月末までには終了する予定で進めておりますので、本県については、年度内に全ての市町村の国民保護計画の作成が完了する予定でございます。なお、全国の市町村国民保護計画の作成状況でございますが、消防庁の資料によりますと平成19年1月1日の時点において、全国1,839団体のうち、1,791団体が平成18年度内に知事との協議を予定しているとのことでございます。

次に、市町村国民保護計画の特徴について、ご説明をいたします。まず、計画の構成についてですが、各市町の国民保護計画とも、消防庁が作成した市町村国民保護モデル計画に準拠して作成されております。また、内容としては、市町村国民保護計画に記載すべき事項が漏れなく記載されており、国民保護措置において市町村が行います避難誘導や、知事から救援の事務を行うこととされた場合の救援措置について、自らを実施主体として記載していることが共通の特徴として挙げられます。また、各市町のそれぞれの地域特性を踏まえた計画となっており、作成済みの各市町の主な特徴であります。資料のとおり、まず、横浜市については、「約360万人の人口を抱えていること」「多数の大規模集客施設が所在していること」「港湾施設や石油コンビナート等の施設が所在していること」などを踏まえた計画となっております。次に、藤沢市は、「湘南を代表する江の島を抱え多数の観光客が訪れること」また、「複数の鉄道路線が走っていること」などを踏まえた計画となっております。裏面をご覧ください。大和市は、「鉄道の乗換駅が所在すること」や「在日米軍・自衛隊の施設が所在していること」を踏まえた計画となっております。また、綾瀬市についても、「在日米軍・自衛隊の施設が所在していること」等を踏まえた計画となっております。箱根町は、「国内有数の観光地であること」また「宿泊する観光客も多いこと」等を踏まえた計画となっております。最後に愛川町ですが、「町は宮ヶ瀬ダムの直下に位置し、また町内に発電所が所在すること」等を踏まえた計画となっております。このように、各市町とも、国民保護措置を実施するに当たり配慮すべき地域特性を踏まえた計画となっております。大変、雑ぱくではございますが、「県内の各市町村の国民保護計画作成状況について」の説明は、以上でございます。

会長代理

事務局からの説明は以上でございます。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(意見なし)

よろしいですか。それでは、議事を進めさせていただきます。次第の2「神奈川県の国民保護の推進に係る取組について」事務局から資料に基づきまして、説明をいたします。

事務局（星応急対策担当課長）

それでは、資料3に基づき、「神奈川県における国民保護の推進に係る取組について」事務局からご説明をいたします。

はじめに、平成18年度の取組についてであります。本年度は、訓練等の実施による計画の検証や、国民保護措置の体制整備に取組むとともに、県民の皆様へ国民保護について理解を深めていただくための普及啓発に取組んで参りました。

それでは、訓練の実施について、ご説明をいたします。まず、職員向けの訓練といたしまして、6月1日に危機管理演習を実施いたしました。県では、毎年、大規模災害発生時の危機事態において、危機管理の中心的役割を果たします幹部職員を対象に、災害時の状況判断や意思決定の方法についての演習を実施しておりますが、本年度は、県国民保護計画を作成したことを踏まえまして、国民保護をテーマといたしました。演習では、午前は、202名の職員を対象に、「国民保護措置の特色と自治体の対応」をテーマに国民保護の基礎的な知識と、危機対処における基本的な考え方についての講義を実施いたしました。午後は、午前中の講義を踏まえまして、幹部職員51名を対象に、「京浜臨海部における時間差連続爆発事件」をテーマとして、事案の発生当初の初動対応と、政府の事態認定後に県が実施する措置について、検討を実施いたしました。参加職員は、具体的に事態を想定し、県の実施する措置を検討するなかで、国民保護措置に対する理解を深めたところであります。次に、国民保護図上検討会について、ご説明をいたします。11月28日に、県の各部局の国民保護担当職員のほか、横浜市、川崎市、県警察、第三管区海上保安本部からもご参加をいただきまして、この災害対策本部室において実施いたしました。この図上検討会は、県が実施する国民保護措置や、関係機関との連絡調整事項等を検証する目的で実施したものであります。想定した事態は、本県の地域特性を考慮し、横浜市内の中心部で、爆弾の爆発及び化学剤散布の連続テロ事案が発生し、多数の死者・負傷者が発生いたしました。さらに、武装グループが化学剤を所持し、横浜市内の事業所内に立てこもった、という事態の発生でございます。さきほどご説明いたしました、危機管理演習と同様、当初は、事故なのか、テロなのか、不明ななかで、迅速に県の体制を立ち上げ、国や関係機関と連携して応急対策を講じていく過程について、検討し、その後、国により緊急対処事態として事態認定があったことを想定し、県として、国民保護法及び県国民保護計画に基づき、避難の指示など、緊急対処保護措置を実施するところまで検討をいたしました。関係機関が連携して的確に避難措置を実施するためには、今後とも、このような図上検討会を繰り返し実施し、関係機関が認識の一体化を図っていくことが重要であると痛感いたしました。なお、県では、現在、「県国民保護対策本部マニュアル」の作成に着手しておりまして、図上検討会での検証結果を、マニュアルに反映して的確に国民保護措置を実施できるよう、県の体制整備に取組んでいく予定でございます。

次に、普及啓発の取組についてご説明をいたします。国民保護の取組は、まだ始まったばかりでございますので、県民の皆様になじみが薄いこと、また、武力攻撃災害による被害の最小化のためには、県民の皆様へ国民保護に関する正しい知識を身に付けていただき、適切に行動していただくことが重要でありますことから、本年度は、普及啓発への取り組みも強化いたしました。その施策の1つは、国民保護フォーラムの開催でございます。11月11日、横浜市西区におきまして、県民の皆様など244名のご参加をいただき、国民保護フォーラムを開催いたしました。内容といたしましては、まず「日本の危機管理と国民保護」と題しまして、拓殖大学海外事情研究所長 森本 敏様に基調講演をいただき、その後、県国民保護計画について説明をしたのち、有識者の皆様によるパネルディスカッションを実施いたしました。国民保護フォーラムに参加いただきました、県民の皆様のアンケートからは、たとえば「様々な視点からの国民保護に対する考え方を聞くことができ、理解が深まった」とか、「自助・共助・公助の大切さを感じた」といった感想や、「国民保護についての広報活動が必要である」あるいは「訓練が必要である」といったご意見もいただきました。次の施策といたしまして、本日お配りしてあります資料4のリーフレットをご覧ください。この啓発資料の作成でございます。先ほども申し上げましたが、国民保護措置の実施に当たりましては、県民の皆様へ国民保護の仕組みを、正しく理解していただくことが非常に重要であります。資料は、まず、国民保護措置の対象となる事態や措置の内容を説明し、万が一の事態において、身を守るために県民の皆様へどのように行動していただくかや、事態別の対処方法について掲載しております。この資料は、県や市町村の各機関を通じ、また、国民保護フォーラムや各種研修会など、様々な機会をとらえまして、できるだけ多くの県民の方のお手元に届くよう広くお配りをしております。

次に、来年度の県の取組について、簡単にご説明をいたします。まず、訓練の実施でございますが、県職員の国民保護措置への理解を深め、対処能力を向上させるために、県幹部職員を対象に、本年度実施した危機管理演習と同様に、国民保護に関する講義及び事態対処の演習を実施いたします。また、県国民保護計画と現在作成中の県対策本部マニュアルに基づく県の措置及び関係機関との連携体制を検証することを目的に、国民保護図上検討会の実施も予定しております。次に、本年度同様の国民保護フォーラムの開催についてでございますが、国民保護については、まだ県民の皆様への浸透が十分とはいえない状況でございますので、19年度につきましては、県民の皆様がフォーラムに参加しやすいよう県内数箇所にて会場を分けて開催を予定しております。最後に、啓発資料の作成でございますが、本年度作成した資料は、今後も積極的に配布していく予定でございます。また、国民保護措置は、県内に居住あるいは、滞在しております外国人の方々もその対象であり、国民保護措置を円滑に実施するためには、外国人の方々に対する普及啓発も必要でございます。そのため、19年度は、外国語版の啓発資料を作成し、より多くの方々に国民保護に関して理解を深めていただくよう取組んでいく予定でございます。神奈川県における国民保護の推進に係る取組についての説明は、以上でございます。

はい、ごくろうさまでした。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(意見なし)

よろしいですか。それでは、議事を進めさせていただきます。次第の3といたしまして、神奈川県国民保護計画の変更及び指定地方公共機関の指定について、事務局から資料に基づきまして、報告いたします。

事務局（星応急対策担当課長）

事務局より資料に基づきまして、「県国民保護計画の変更について」ご報告をいたします。資料6をご覧ください。

このたび、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、国民保護法と事態対処法施行令が改正されたこと、また、平成18年4月1日付けでちょっと長い名称なりますけれど、『武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令』いわゆる安否情報省令が改正されたことを踏まえまして、神奈川県国民保護計画の一部を変更いたしましたので、ご報告いたします。

なお、今回の変更は、国民保護法施行令第5条に規定された軽微な変更に該当しますので、国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議は行なっておりませんことを、併せてご報告いたします。資料を1枚、おめくりください。このたび、修正いたしました箇所についての新旧対照表がございます。表の縦列の一番左の欄は説明のための番号です。次のページ欄は資料5の県計画の該当ページでございます。次に改正前の記述と改正後の記述を並べて、変更点を太字・アンダーラインで示しておりますので参考にしてください。変更のうち、主なものについてのご説明をいたします。表現の整一など単純な修正箇所については説明をばかかせていただきます。まず、1番ですが、先ほど申し上げました安否情報省令の題名の改正を反映した変更です。次に3番ですが、これは、防衛庁の防衛省への移行に伴う変更と事態対処法施行令が改正され指定行政機関の建制順が変わったことによる変更になります。6番も同様でございます。7番は、関東財務局からの依頼により、財務省国民保護計画の記載の内容と整一を図るため、変更したものです。8番は、平成18年4月1日に、地方環境事務所が指定行政機関に指定されたため、新たに指定行政機関に追加するとともに、事態対処法施行令の改正に伴う建制順の変更に伴い、横浜防衛施設局の記述場所を一番最後に変更したものであります。9番は、平成18年10月1日付けで、日本テレコム株式会社からソフトバンクテレコム株式会社へ、また、ボーダフォン株式会社からソフトバンクモバイル株式会社へ社名が変更になった2社が、平成18年11月22日付けで、指定公共機関に指定されたことによる変更です。2ページをご覧ください。10番から15番までは、防衛庁の防衛省への移行を反映した変更です。17番は、安否情報省令の改正に伴い、変更になった省令題名の変更及び、様式番号が変更になったことを踏まえた記述の変更です。3ページをご覧ください。18番と19番は、先ほどの17番と同様、安否情報省令の改正に伴う様式番号が変更になったことを踏まえた記述の変更及び照会者の本人確認の方法の記述の変更になります。これは、安否情報省令の改正及び施行に伴い、消防庁国民保護・防災部長より通知されました、安否情報の収集及び回答に係る留意事項といった通知文の内容を反映して、変更したものであります。省令改正や国より示された留意事項により、「安否情報を照会しようとする者」を「照会者」とし、本人であることを証明する書類、例として運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等を掲げ、これらを照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行うこと。また、「やむを得ない理由により、書面の提出によることができないときは、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより本人確認を行うことが適当である」と本人確認の方法が示されましたことから、その趣旨を踏まえて、計画を変更したところでございます。20番から4ページの23番までの修正についても安否省令の変更に伴う変更であります。以上、神奈川県国民保護計画の主な変更内容を説明させていただきました。大変、雑ばくではございますが、以上でございます。

引き続きまして、資料7について説明をいたします。本県の指定地方公共機関について、前回の国民保護協議会から現在までの間に新たに1法人を指定させていただきましたので、ご報告いたします。平成18年2月7日付けで、社団法人神奈川県看護協会を指定させていただきました。これにより、本県の指定地方公共機関は、21法人となりましたことをご報告させていただきます。

なお、資料にはございませんが、指定地方公共機関につきましても、平成18年度内にそれぞれの国民保護業務計画を作成する予定とされております。それぞれの国民保護業務計画は、その自主的な判断により作成されるものでありますが、県では、参考資料の提供など、指定地方公共機関の計画作成を支援してまいりました。これまで、平成18年10月17日に秦野瓦斯株式会社が、また11月14日に湯河原瓦斯株式会社が国民保護業務計画の作成を完了されまして、国民保護法に基づき、知事に対し報告をいただいておりますので、委員の皆様にご報告いたします。また、他の19法人につきましても、平成19年3月末の計画の作成完了に向けて、計画案を作成中と伺っておりますことを、併せてご報告いたします。以上でございます。

会長代理

はいごろうさまでした。報告は以上でございます。本日の会議で用意いたしました議題等は以上でございますが、関係機関の皆様が一堂に会する折角の機会でございますので、国民保護全般について何でも結構でございます。ご意見等ございましたら、どうぞ発言をお願いしたいと思います。

(意見なし)

よろしいですか。それでは、これを持ちまして、本日の議事を終了させていただきたいと思います。本日の会議の運営につきまして、皆様から大変ご協力をいただきましたことを心から感謝申し上げます。それでは、進行を司会にお返します。

司会（北村安全防災局副局長）

はい、ありがとうございました。それでは、これを持ちまして、本日の神奈川県国民保護協議会を閉会させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

以上

[このページの先頭へもどる](#)



神奈川県